【変更届添付書類一覧表】

●変更があった事項は、変更届出書（別紙様式第一号（五））に対応しています。

変更があった事項		添付書類
1	事業所（施設）の名称	**○運営規程**
2	事業所（施設）の所在地 ※　出張所等（サテライト）の設置・廃止についても、変更届が必要です ※　「サテライトの設置」ページをご確認ください http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/	※　事業所（施設）を移転する場合は事前にご相談ください 【 通所介護 、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ】 ※　サテライト事業所を設置する場合は事前にご相談ください **○運営規程** **○平面図、写真方向図（機能訓練室等、面積要件のある箇所に係る内法寸法及び求積表が記載されたもの）** **○カラー写真（外観および内部）** ＜市町の区域を越えて変更する場合＞ ＜同一所在地・同一番号の複数サービスのうち一部を変更する場合＞ 上記に加えて、 **○事業所番号変更申請書** ＜電話番号・FAX 番号のみの変更＞ **○不要（「変更の内容」欄に変更内容を記載）（※６）**
3	申請者の名称（※１）	**○履歴事項全部証明書（※２）** ＜電話番号・FAX 番号のみの変更＞ **○不要（「変更の内容」欄に変更内容を記載）（※６）**
4	主たる事務所の所在地（※１）	
5	法人等の種類（※１）	＜組織変更＞ （株式 ⇔ 合名・合資・合同、有限 → 株式・合名・合資・合同） **○履歴事項全部証明書（※２）** **※ 法人の合併・分割、事業譲渡による変更は、新規申請が必要です。**
6	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名（※１）	**○履歴事項全部証明書（※２）** **○誓約書（標準様式６）（改姓等の氏名変更・転居等の住所変更の場合は不要）** ※ 代表者の「氏名（ふりがな）、生年月日、住所、職名」を、「変更の内容」欄に記載してください。（※６）
7	登記事項証明書・条例等（当該事業に関するものに限る。）（※１）	**○履歴事項全部証明書（※２）** ※市町の場合は、当該事業所の設置条例等
8	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	※　事業所（施設）の建物の構造、専用区画等を変更する場合は事前にご相談ください **○平面図、写真方向図（機能訓練室等、面積要件のある箇所に係る内法寸法及び求積表が記載されたもの）** **○カラー写真（外観及び内部）**

9	備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	**〇入浴設備・備品の概要・カタログ、入浴車両の車検証の写し** **〇カラー写真（入浴設備・備品、入浴車両）**
10	利用者の推定数	**〇勤務形態一覧表（※３）** **〇資格証等の写し（※４）** 【 訪問介護 】 ＜サービス提供責任者の配置基準が変わる場合＞ ※「サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」を参照
11	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所 （介護老人保健施設及び介護医療院の場合は、変更届ではなく、事前に「管理者承認申請」が必要です。）	【訪問看護以外】 **〇勤務形態一覧表（※３）** ＜資格要件のある職種と兼務する場合＞ 上記に加えて、 **〇資格証等の写（※４）** 【訪問看護】 **〇勤務形態一覧表（※３）** **〇資格証等の写し（※４）** ※管理者の「氏名（ふりがな）、生年月日、住所」を、変更届出書の「変更の内容」欄に記載してください。（※６） ＜転居等の住所変更＞ **〇不要（「変更の内容」欄に変更内容を記載）（※６）**
12	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	【訪問介護】 **〇勤務形態一覧表（※３）** **〇資格証等の写（※４）** ※サービス提供責任者の「氏名（ふりがな）、生年月日、住所」を、変更届出書の「変更の内容」欄に記載してください。（※６） ＜転居等の住所変更＞ **〇不要（「変更の内容」欄に変更内容を記載）（※６）**
13	運営規程 ※　従業者数の変更の場合は、「運営規程における従業者数の考え方及び変更届の取扱いについて」を参照してください。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000404396.pdf	＜従業者の職種・員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域、利用料その他の費用の額等の変更＞ **〇運営規程** ※ 文言の訂正など軽微な変更は提出不要 ＜従業者の職種・員数の変更＞ **〇運営規程** **〇勤務形態一覧表（※３）** 〇資格要件のある職種の場合、**資格証等の写**（※４） 【通所介護】 上記に加えて、 **〇看護職員の確保に係る病院等の設置者との契約書の写し**（※５） ＜減額利用料の設定をする場合＞ 【福祉用具貸与】 **〇運営規程** 〇個々の福祉用具の利用料について運営規程に目録に記載されている旨が記載されている場合は、**目録**

14	協力医療機関・協力歯科医療機関	【訪問入浴、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】 **○委託契約書、協定書等の写**
15	事業所の種別	【訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護】 ＜病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の種別の変更＞ **○不要。（「変更の内容」欄に変更内容を記載）（※６）**
16	提供する居宅療養管理指導の種類	【居宅療養管理指導】該当があれば、事前にご連絡ください。
17	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型・併設型の別）	【短期入所生活介護】該当があれば、事前にご連絡ください。
18	利用者、入所者又は入院患者の定員	該当があれば、事前にご連絡ください。
19	福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	**○保管・消毒に係る手順書（標準作業書）** **○保管スペース・消毒用器材に係る平面図、写真方向図** **○カラー写真** ＜保管・消毒を委託する場合＞ **○委託契約書の写** **○委託先における上記の手順書、写真等**
20	併設施設の状況等	【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】 **○併設施設の平面図、写真方向図** **○カラー写真（外観及び内部）**
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号（介護支援専門員の変更）	【特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院】 **○勤務形態一覧表（※３）** **○介護支援専門員証の写（※４）（変更のあった従業者のみ）** **○介護支援専門員一覧（標準様式７）（全介護支援専門員記載）**

備考

※１　変更事項 3～7 について、法人が複数の事業所を開設している場合は、１つの事業所が代表して変更届及び添付書類を提出すれば、他の事業所は提出不要です。（法人が開設している事業所（三重県内に限る）の事業所名・事業所番号の一覧表を添付してください。）

※２　履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本）について、紙提出の場合は、提出する２部のうち、１部は写しで可です。電子申請の場合の場合は、登記情報提供サービスで発行の照会番号を提出してください。

※３　勤務形態一覧表について、変更日の属する月のものを提出してください。人員基準で定められている従業者全員について記載してください。

※４　資格証等の写について、資格証等の姓が結婚等で現在の姓と異なっている場合は、戸籍抄本（写しで可）又は運転免許証の裏書きの写し、年金手帳の写し等、改姓の状況が確認できるものを添付してください。

※５　病院等との連携により確保する看護職員について、資格証等の写は不要です。

※６　紙提出の場合は、「変更の内容」欄に記載してください。電子申請の場合は、「付表」に変更前と変更後の内容を入力するとともに、「変更の内容」の（変更前）と（変更後）欄に記載してください。